

メキシコにおける著作権法の概要お よび運用実態



Clarke, Modet & CO (Mexico)

Ana Albarrán

Ana Albarrán氏はメキシコ弁護士であり、著作権、商標、ライセンス、税関登録及び訴訟、権利行使等の経験を有する知的財産の専門家である。Clarke, Modet & Co Mexicoはスペインを本拠地とする中南米各国に支部を有する法律事務所のメキシコ支部である。

メキシコは加盟している国際条約に従い、国内法の制定と改正を経て、著作権に関する法を整備してきた。1996年に公布されたメキシコ著作権法（「著作権法」）および著作権規則の他に、産業財産法、連邦刑法、連邦行政訴訟法、連邦民事訴訟法、連邦刑事訴訟法がそれぞれ著作権保護に関する規定をもっている。メキシコが加盟している国際条約は、ベルヌ条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（「レコード保護条約」）などである。

著作権法の執行は、主に国家著作権局(Instituto Nacional del Derecho de Autor:INDAUTOR)の所管とされているが、特定の場合にはメキシコ産業財産庁(Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial:IMPI)、民事および刑事裁判所ならびに連邦検察庁(Procuraduría General de la República:PGR)により執行されている。

著作権の発生

メキシコでは、著作物が何らかの有形媒体に記録された時点から、著作物の価値、使用目的または表現の形態とは関係なく、著作物の保護が発生する。すなわち、メキシコでは、いかなる種類の書類や登録等の方式を要件とせず、著作権および著作権隣接権が保護される。

著作権における人格権と財産権

著作権とは、著作権法で正式に指定されたいずれかの文芸著作物および美術著作物の創作者に対してメキシコ政府が認める権利であり、著作者が保有する個人的性質および経済的性質の排他的特権を認めるものである。

前者の排他的特権は「著作者人格権（moral right）」と呼ばれ、一身専属的な権利である。すなわち、著作者は自ら創作した著作物に関する人格権の唯一かつ恒久的所有者である。著作者人格権は、譲渡不能であり、時効の制約を受けず、放棄、没収することもできない。

著作権法に従い、著作者人格権の所有者はあらゆる時点において、下記の行為を許される。

1. 著作物を公表するかどうか、さらに公表する場合はどのような形式にするか、または未公表のままにするかどうかについて決定する（公表権）
2. 自ら創作した著作物に関して著者の表示を要求する、または匿名もしくは仮名著作物として公表することを決定する（氏名表示権）
3. 著作物を尊重し、著作物のあらゆる歪曲、削除その他の変更、または著作物の価値を下げる、もしくは著作者の評判を損なうおそれのある著作物に関するあらゆる行為もしくは措置に異議を唱える（同一性保持権）
4. 著作物を修正する
5. 著作物を市場から回収する
6. 自分が創作していない著作物の著作者とされることに異議を唱える。自ら創作していない著作物の著作者とされたあらゆる者は、この権利を行使できる

その一方で、著作者は自己の経済的権利（財産権としての「著作権」）を通して、著作権法で定められた範囲内のあらゆる形式により、著作者人格権を損なうことなく、自己の著作物を独占的に利用する、または著作物を利用する権限を他者に与える権利を有する。この権利は、著作者の生存中および死後 100 年にわたり有効に存続する。

著作権における経済的権利の所有者は、次のことを許可または禁止することができる（著作権法第 27 条）。

(I)あらゆる媒体により実施される、複製品または原作品のいずれかの態様による著作物の複製、出版、編集または有形的固定；(II)著作物の公衆への伝達；(III)有線、光ファイバー、マイクロ波、衛星その他の既知または新規の手段による著作物の送信または再送信を含む、あらゆる方法による著作物の公衆への送信または放送；(IV)著作物が収録されている物理的有形物の販売その他の形式による所有権の移転、およびあらゆる形式による著作物の使用権または利用権の移転を含む、著作物の頒布；ただし、頒布が販売により行われた場合、最初の販売をもって異議を唱える権利は消尽したとみなされる（ソフトウェアおよびデータベースの場合を除く）；(V)所有者の許可を受けずに作成された著作物の複製物の国内への輸入；(VI)翻訳、翻案、意識版、脚色および変形を含む、当該著作物にとって可能なあらゆる形式による二次的著作物の公表；さらに(VII)著作権法に明示的に規定されている場合を除く、著作物のあらゆる公共利用。

その他、メキシコ著作権法が定めるいくつかの事項について、解説する。

経済的権利の移転

経済的権利の所有者は、著作権法の規定に従い、自由に自己の経済的権利を移転する、または独占的もしくは非独占的な使用ライセンスを付与することができる。経済的権利の移転およびライセンスの供与に関する誓約、合意、契約は、書面により締結されなければならない、書面でなされていないものは無効とされる。経済的権利の移転に関する証書、合意書および契約書は、第三者に対して対抗力を及ぼすためには著作権登録原簿に登録されていなければならない（著作権法第 32 条）。

経済的権利の移転契約の期間に関して、明示的規定がない場合には、当該権利の移転は 5 年間にわたり有効と現行法は定めている（著作権法第 33 条）。ただし、その著作物の性質上、または必要な投資の規模のためにやむを得ない場合に限り、例外的に 15 年を超える契約期間を定めることができる（同 33 条）。

職務著作物

別段の合意がない限り、著作物の制作を他者に委託する、または報酬と引き換えに作業する他者と共に著作物を制作する自然人または法人は、当該著作物に関する経済的権利の所有権を保有する。当該著作物の公表権、同一性保持権などに関する著作人権も、かかる自然人または法人に対して発生する、と著作権法は定めている（著作権法第83条）。

著作権の権利行使

メキシコにおける著作権は、行政機関または民事、刑事裁判所において権利行使できる。いかなる申立や訴訟が提起可能であるかは、行使される権利の種類によって異なる。

行政手続は、INDAUTOR または IMPI に申請することができる。メキシコ著作権法に従い、INDAUTOR は、指名表示権および同一性保持権に関する著作人権の保護を含む、特定の著作権の侵害に対する制裁を課す権限を与えられている。一方、IMPI は、商取引関連の侵害に起因する著作権および隣接権の侵害に対する経済的権利の行使を取り扱っている（著作権法第229条～第238条）。

著作権の海賊行為または侵害行為が悪意により商業規模で実行された場合には、刑事訴訟を刑事裁判所に提起することができる。メキシコでは、PGR に刑事訴訟を提起する権限を与えている。PGR は著作権に精通した地方検事による専門家集団を組織し、著作権犯罪を主体的に捜査している。この専門家集団が創設されたのは比較的最近のことである。

最近の法改正における留意点

最後に、最近改正された著作権法について、留意点を述べる。本改正は、メキシコにおける連邦電気通信・放送法 (Federal Telecommunications and Broadcasting Law: FTBL) が公布された結果として行われたものであり、第27条

(経済的権利の所有者の権利と能力) および第 144 条 (放送機関の権利と能力) が追加されている。これらの条項は基本的に、放送事業者が自己の信号の再送信を許可する義務、さらに限定された特定のテレビ放送事業者が著作権および著作権隣接権を損なうことなく、FTBL に従い当該信号を再送信する義務を定めている。

メキシコ著作権法における上記条項の追加は、FTBL の公布により生じたロイヤルティに関する疑義を多少なりとも解決した。なぜなら、この新しい法律における 1 つの条項が、ロイヤルティ支払いについての配慮なしに、ラジオおよびテレビ番組の信号の自由な再送信について定めているからである。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)